## (別紙1) 提供先

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
提供先1	厚生労働大臣	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第1項	健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定 により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関 する事務であって主務省令で定めるもの
提供先2	全国健康保険協会	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先3	健康保険組合	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先4	厚生労働大臣	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第4項	船員保険法(昭和14年法律第73号)第4条第2項の規定 により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関 する事務であって主務省令で定めるもの
提供先5	全国健康保険協会	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第6項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附 則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされ た平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船 員保険法による保険給付の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの
提供先6	都道府県知事	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第8項	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先7	都道府県知事	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先8	市町村長	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第11項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所 給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付 費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害 福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で 定めるもの
提供先9	都道府県知事又は市町村 長	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第16項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先10	市町村長	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第18項	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付の支給 又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定め るもの
提供先11	市町村長	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第20項	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先12	厚生労働大臣	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第21項	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの

	提供先	法令上の根拠		提供先における用途
提供先13	都道府県知事	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 号及び別表第2第23項	第8	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年 法律第123号による入院措置又は費用の徴収に関する事 務であって主務省令で定めるもの
提供先14	市町村長	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 号及び別表第2第27項	第8	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に 関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方 税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定める もの
提供先15	社会福祉協議会	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 号及び別表第2第30項	第8	社会福祉法(昭和26年法律第45号)による生計困難者 に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施 に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先16	公営住宅法第2条第16号 に規定する事業主体であ る都道府県知事又は市町 村長		第8	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅 の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先17	日本私立学校振興・共済 事業団	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 号及び別表第2第34項	第8	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先18	厚生労働大臣又は共済組 合等	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 号及び別表第2第35項	第8	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による年金 である保険給付又は一時金の支給に関する事務であっ て主務省令で定めるもの
提供先19	文部科学大臣又は都道府 県教育委員会	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 号及び別表第2第37項	第8	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先20	都道府県教育委員会又は 市町村教育委員会	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 号及び別表第2第38項	第8	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先21	国家公務員共済組合	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 号及び別表第2第39項	第8	国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先22	国家公務員共済組合連合会	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 号及び別表第2第40項	第8	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先23	市町村長又は国民健康保 険組合	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 号及び別表第2第42項	第8	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険 給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの
提供先24	厚生労働大臣	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 号及び別表第2第48項	第8	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先25	市町村長	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 号及び別表第2第53項	第8	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
提供先26	住宅地区改良法第2条第 2項に規定する施行者で ある都道府県知事又は市 町村長	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第54項	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先27	都道府県知事等	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第57項	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童 扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定め るもの
提供先28	地方公務員共済組合	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第58項	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に よる短期給付の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの
提供先29	地方公務員共済組合又は 全国市町村職員共済組合 連合会		地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先30	市町村長	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第61項	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先31	市町村長	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの
提供先32	厚生労働大臣又は都道府 県知事	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第66項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法 律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事 務であって主務省令で定めるもの
提供先33	都道府県知事等	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児 福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第 34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの
提供先34	市町村長	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第70項	母子保健法(昭和40年法律第141号)による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先35	市町村長(児童手当法第 17条第1項の表の下欄に 掲げる者を含む。)		児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又 は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定 めるもの
提供先36	厚生労働大臣	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第77項	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先37	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第80項	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先38	厚生労働大臣	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第84項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚 生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた 年金である保険給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
提供先39	特定優良賃貸住宅の供給 の促進に関する法律第 18条第2項に規定する賃 貸住宅の建設及び管理を 行う都道府県知事又は市	号及び別表第2第85の2項	3 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年 法律第52号)による賃貸住宅の管理に関する事務で あって主務省令で定めるもの
提供先40	都道府県知事又は広島市 長若しくは長崎市長	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第89項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先41	厚生労働大臣	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第91項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生 年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年 金である給付の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの
提供先42	平成八年法律第八十二号 附則第三十二条第二項に 規定する存続組合又は平 成八年法律第八十二号附 則第四十八条第一項に規	号及び別表第2第92項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先43	市町村長	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第94項	分護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の 支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの
提供先44	都道府県知事	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第96項	被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先45	都道府県知事	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの
提供先46	厚生労働大臣	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第101項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を 廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16 条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が 支給するものとされた年金である給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの
提供先47	農林漁業団体職員共済組合	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び別表第2第102項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度 の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を 廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第 16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府 が支給するものとされた年金である給付を除く。)若 しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関す る事務であって主務省令で定めるもの
提供先48	独立行政法人農業者年金 基金	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8 号及び別表第2第103項	独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

	独立行政法人医薬品医療	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)	第8	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法
<b>†</b>	機器総合機構	号及び別表第2第105項		律第192号)による副作用救済給付又は感染救済給付の
				支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供先50	独立行政法人日本学生支	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)	第8	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94
į	援機構	号及び別表第2第106項		号)による学資の貸与に関する事務であって主務省令
				で定めるもの
提供先51	厚生労働大臣	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)	第8	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法
		号及び別表第2第107項		律による特別障害給付金の支給に関する事務であって
				主務省令で定めるもの
1= 1 = -				
			第8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
-	長	号及び別表第2第108項		めの法律(平成17年法律第123号)による自立支援給
				付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務で
				あって主務省令で定めるもの
提供先53	厚生労働大臣		第8	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時
		号及び別表第2第111項		効の特例等に関する法律(平成19年法律第111号)に
				よる保険給付又は給付の支給に関する事務であって主
		T C \ Mr404 (15 - 10 / 15	## O	務省令で定めるもの
提供先54	厚生労働大臣		第8	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の
		号及び別表第2第112項		遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成21年法律
				第37号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延
				特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定
<del>+</del>		亚口头然10名(杜宁四)挂扣。担供。积四、	## O	めるもの
			弗δ	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年
	知事又は都道府県教育委	亏及び別衣弟2弟113項		法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務で
	員会			あって主務省令で定めるもの
提供先56	厚生労働大臣	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)	第8	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関
		号及び別表第2第114項		する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講
				給付金の支給に関する事務であって主務省令で定める
				もの
提供先57 7	市町村長		第8	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による
		号及び別表第2第116項		子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ど
				も・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務
				省令で定めるもの
提供先58	厚生労働大臣	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)	第8	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年
		号及び別表第2第117項		法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関
				する事務であって主務省令で定めるもの
提供先59 和	都道府県知事	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)	第8	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法
		号及び別表第2第120項		律第50号)による特定医療費の支給に関する事務で
				あって主務省令で定めるもの

## (別紙1) 提供先

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
提供先1	厚生労働大臣	・番号法第19条第8号	健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関
		表第1項	する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の
			登録に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく
			主務省令第3条で定めるもの
提供先2	全国健康保険協会	・番号法第19条第8号	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であっ
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	て番号法第19条第8号に基づく主務省令第4条で定める
		表第2項	もの
提供先3	健康保険組合	・番号法第19条第8号	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であっ
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	て番号法第19条第8号に基づく主務省令第5条で定める
		表第3項	<b>5</b> σ
提供先4	厚生労働大臣	・番号法第19条第8号	  船員保険法(昭和14年法律第73号)第4条第2項の規定
	.,	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関
		表第5項	する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令
			第7条で定めるもの
提供先5	全国健康保険協会	・番号法第19条第8号	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされ
		表第7項	た平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船
			員保険法による保険給付の支給に関する事務であって
			番号法第19条第8号に基づく主務省令第9条で定めるも
提供先6	都道府県知事	・番号法第19条第8号	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児
		表第11項	入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所
			障害児食費等給付費の支給に関する事務であって番号
			法第19条第8号に基づく主務省令第13条で定めるもの
提供先7	都道府県知事	・番号法第19条第8号	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令
		表第13項	第15条で定めるもの 
提供先8	市町村長	・番号法第19条第8号	  児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付
		表第15項	費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害
			福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第19
			条第8号に基づく主務省令第17条で定めるもの
提供先9	都道府県知事又は市町村	・番号法第19条第8号	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関
	長	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令
		表第20項	第22条で定めるもの
提供先10	市町村長	・番号法第19条第8号	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付の支給
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	又は実費の徴収に関する事務であって番号法第19条第8
		表第28項	号に基づく主務省令第30条で定めるもの
提供先11	市町村長	・番号法第19条第8号	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置
		表第37項	又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8
			号に基づく主務省令第39条で定めるもの
提供先12	都道府県知事	・番号法第19条第8号	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年
			法律第123号)による入院措置又は費用の徴収に関する
		表第39項	事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第
			41条で定めるもの

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
提供先13	市町村長	・番号法第19条第8号	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環
		表第48項	境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第
			3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する
			事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第
			50条で定めるもの
提供先14	公営住宅法第2条第16号	·番号法第19条第8号	  公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅
	に規定する事業主体であ	  ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づ
	る都道府県知事又は市町		く主務省令第55号で定めるもの
	村長		
提供先15	日本私立学校振興・共済		私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)によ
	事業団	- 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	る短期給付又は年金である給付の支給に関する事務で
		表第57項	あって番号法第19条第8号に基づく主務省令第59条で
			定めるもの
提供先16	厚生労働大臣又は共済組	・番号法第19条第8号	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による年金
	合等	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	である保険給付又は一時金の支給に関する事務であっ
		表第58項	て番号法第19条第8号に基づく主務省令第60条で定め
			るもの
提供先17	文部科学大臣又は都道府	・番号法第19条第8号	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法
	県教育委員会	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な
		表第59項	経費の支弁に関する事務であって番号法第19条第8号に
			基づく主務省令第61条で定めるもの
提供先18	都道府県教育委員会又は	・番号法第19条第8号	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要
	市町村教育委員会	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	する費用についての援助に関する事務であって番号法
		表第63項	第19条第8号に基づく主務省令第65条で定めるもの
提供先19	国家公務員共済組合	・番号法第19条第8号	国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)によ
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	る短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条
		表第65項	第8号に基づく主務省令第67条で定めるもの
提供先20	国家公務員共済組合連合	・番号法第19条第8号	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長
	会	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)によ
		表第66項	る年金である給付の支給に関する事務であって番号法
			第19条第8号に基づく主務省令第68条で定めるもの
提供先21	市町村長又は国民健康保	・番号法第19条第8号	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険
	険組合	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番
		表第69項	号法第19条第8号に基づく主務省令第71条で定めるも
			O
提供先22	厚生労働大臣	・番号法第19条第8号	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金であ
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	る給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する
		表第73項	処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務で
			  あって番号法第19条第8号に基づく主務省令第75条で
			定めるもの
提供先23	市町村長	・番号法第19条第8号	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又
		表第75項	は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号
			に基づく主務省令第77条で定めるもの
提供先24	住宅地区改良法第2条第	・番号法第19条第8号	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住
	2項に規定する施行者で	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変
	ある都道府県知事又は市	表第76項	更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって
	町村長		番号法第19条第8号に基づく主務省令第78条で定める
			もの
提供先25	都道府県知事等	・番号法第19条第8号	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8
		表第81項	号に基づく主務省令第83条で定めるもの
			1

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
提供先26	地方公務員共済組合	・番号法第19条第8号	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	よる短期給付の支給に関する事務であって番号法第19
		表第83項	条第8号に基づく主務省令第85条で定めるもの
提供先27	地方公務員共済組合又は	・番号法第19条第8号	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法
	全国市町村職員共済組合	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153
	連合会	表第84項	号)による年金である給付の支給に関する事務であっ
			て番号法第19条第8号に基づく主務省令第86条で定め
			るもの
提供先28	市町村長	・番号法第19条第8号	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主
		表第86項	務省令第88条で定めるもの
提供先29	市町村長	・番号法第19条第8号	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって番
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	号法第19条第8号に基づく主務省令第89条で定めるも
		表第87項	o l
提供先30	厚生労働大臣又は都道府	・番号法第19条第8号	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法
	県知事	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事
		表第91項	務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第93
			条で定めるもの
提供先31	都道府県知事等	・番号法第19条第8号	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第
		表第92項	34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務
			であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第94条
			で定めるもの
提供先32	市町村長	・番号法第19条第8号	母子保健法(昭和40年法律第141号)による費用の徴
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主
		表第96項	務省令第98条で定めるもの
提供先33	市町村長(児童手当法第	・番号法第19条第8号	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又
	17条第1項の表の下欄に	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	は特例給付の支給に関する事務であって番号法第19条
	掲げる者を含む。)	表第106項	第8号に基づく主務省令第108条で定めるもの
提供先34	市長村長	・番号法第19条第8号	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又
		表第108項	は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号法
			第19条第8号に基づく主務省令第110条で定めるもの
提供先35	厚生労働大臣	・番号法第19条第8号	雇用保険法(昭和49年法律第116号)による未支給の
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金
		表第110項	の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づ
			く主務省令第112条で定めるもの
提供先36	厚生労働大臣	・番号法第19条第8号	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務で
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	あって番号法第19条第8号に基づく主務省令第114条で
		表第112項	定めるもの
提供先37	後期高齢者医療広域連合	・番号法第19条第8号	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴
		表第115項	収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主
			務省令第117条で定めるもの
提供先38	厚生労働大臣	・番号法第19条第8号	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた
		表第118項	年金である保険給付の支給に関する事務であって番号
			法第19条第8号に基づく主務省令第120条で定めるもの

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
提供先39	特定優良賃貸住宅の供給	・番号法第19条第8号	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年
	の促進に関する法律第	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	法律第52号)による賃貸住宅の管理に関する事務で
	18条第2項に規定する賃	表第124項	あって番号法第19条第8号に基づく主務省令第126条で
	貸住宅の建設及び管理を		定めるもの
	行う都道府県知事又は市		
	町村長		
提供先40	厚生労働大臣	・番号法第19条第8号	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年
		表第129項	金である給付の支給に関する事務であって番号法第19
			条第8号に基づく主務省令第131条で定めるもの
提供先41	平成8年法律第82号附則	・番号法第19条第8号	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金
	第32条第2項に規定する	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	である給付の支給に関する事務であって番号法第19条
	存続組合又は平成8年法	表第130項	第8号に基づく主務省令第132条で定めるもの
	律第82号附則第48条第1		
	項に規定する指定基金		
提供先42	市町村長	- 番号法第19条第8号	↑   介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の
3,2,7,7,0,1	11.31320	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する
		表第132項	事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第
		300,102 %	134条で定めるもの
提供先43	都道府県知事	· 番号法第19条第8号	被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による
JAE 17 (7 L 10	的是用水和子	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって番
		表第136項	号法第19条第8号に基づく主務省令第138条で定めるも
		XX100X	の
<b>埠供失//</b>	都道府県知事又は保健所	- 悉只注第10条第8只	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
灰跃兀44	を設置する市(特別区を	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は
	含む。)の長	表第137項	療養費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号
	さも。)の女	表第137項 	原養真の又和に関する事務であって留ち広第19米第05 に基づく主務省令第139条で定めるもの
+B /++ /+- A F	<b>原生兴</b> 县土田	五口斗伍10夕伍0口	原生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度
旋供尤45	厚生労働大臣	·番号法第19条第8号	
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を
		表第138項	廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第16
			条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が
			支給するものとされた年金である給付の支給に関する
			事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第
			140条で定めるもの
提供先46	独立行政法人日本学生支		独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94
	援機構	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 	号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって
		表第141項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第143条で定める
			もの
提供先47	厚生労働大臣	・番号法第19条第8号	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	律による特別障害給付金の支給に関する事務であって
		表第142項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第144条で定める
			もの
提供先48	都道府県知事又は市町村		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
	長	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	めの法律(平成17年法律第123号)による自立支援給
		表第144項	付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務で
			あって番号法第19条第8号に基づく主務省令第146条で
			定めるもの
提供先49	厚生労働大臣	・番号法第19条第8号	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	効の特例等に関する法律(平成19年法律第111号)に
		表第149項	よる保険給付又は給付の支給に関する事務であって番
			号法第19条第8号に基づく主務省令第151条で定めるも
			O

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
提供先50	厚生労働大臣	・番号法第19条第8号	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成21年法律
		表第150項	第37号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延
			特別加算金の支給に関する事務であって番号法第19条
			第8号に基づく主務省令第152条で定めるもの
提供先51	文部科学大臣、都道府県	・番号法第19条第8号	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年
	知事又は都道府県教育委	  ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	  法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務で
	員会	表第151項	  あって番号法第19条第8号に基づく主務省令第153条で
			定めるもの
提供先52	厚生労働大臣	・番号法第19条第8号	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関
		  ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	  する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講
		表第152項	  給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号
			に基づく主務省令第154条で定めるもの
提供先53	市町村長	·番号法第19条第8号	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による
3/21/ (78-1	1 31321	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育で
		表第155項	のための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育
			て支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条
			第8号に基づく主務省令第157条で定めるもの
提供先5/1	厚生労働大臣	・番号法第19条第8号	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年
JAE IX 700	子工力 划八正	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関
		表第156項	する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令
		<b></b>	第158条で定めるもの
担併生55	都道府県知事	・番号法第19条第8号	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法
挺跃元55	即但的乐和争	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	建第50号) による特定医療費の支給に関する事務で
		表第158項	あって番号法第19条第8号に基づく主務省令第160条で
		衣я100項	のうて番号広第19条第0号に基づく主務省市第100条で 定めるもの
+B/++ /+ E.C	公的給付の支給等の迅速	. 妥只计符10名符0只	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯
挺跃元30		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)によ
	預貯金口座の登録等に関		る特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情
	する法律第10条に規定	衣先100項	報の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基
	する特定公的給付の支給		づく主務省令第162条で定めるもの
	を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方		
	公共団体の機関、独立行		
	政法人等、地方独立行政		
	法人(地方独立行政法人		
	法(平成15年法律第118 号)第2条第1原に規定す		
	号)第2条第1項に規定す		
	る地方独立行政法人をい		
	う。))		
提供先57	地域優良賃貸住宅制度要	· 番号法第19条第8号	  地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日付け国住
	綱第2条第9号に規定す	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	備第160号国土交通省住宅局長通知)に基づく地域優良
		表第163項	賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8
	共供給型)又は同条第16		号に基づく主務省令第165条で定めるもの
	号に規定する公営型地域		
	優良賃貸住宅(公共供給		
	型)の供給を行う都道府		
	果知事又は市町村長		
	宗和事人は甲町削長		

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
提供先58	都道府県知事	・番号法第19条第8号	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定
		表第164項	感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患
			者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアッ
			プ事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号
			に基づく主務省令第166条で定めるもの
提供先59	都道府県知事	・番号法第19条第8号	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝
		表第165項	炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促
			進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号
			に基づく主務省令第167条で定めるもの
提供先60	都道府県知事	・番号法第19条第8号	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平
		・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長
		表第166項	通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱
			に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施
			に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務
			省令第168条で定めるもの